

FMCだより

9
2011

9月といえば台風シーズンですね。今年は日本を直撃する台風や大雨などによる被害が少ないことを、願わずにはられません。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



マイカー通勤の通勤手当の 限度額が改正されました

6月22日に成立した平成23年度税制改正について、6月30日付の官報で詳細部分が明らかとなりました。

このうち今回は、主にマイカー通勤者に影響が出る通勤手当の限度額改正について、お届けしたいと思います。

先ずは現状の取扱いから

事業者が、従業員に通勤手当を支給している場合には、その通勤手当のうち一定の金額まで所得税や住民税がかかりません。このように税金がかからないことを、非課税といいます。

非課税と言っても、この場合の非課税となる金額は、通勤距離や通勤のために利用するもの（電車を利用する、マイカーを利用するなど）に応じて異なります。たとえば、マイカー通勤者は、右表のとおり通勤距離に応じて非課税の金額が設けられています。

ただし、右表③～⑥の非課税金額は、それぞれの金額よりも仮に公共交通機関を利用した場合の運賃相当額が高ければ、10万円を上限にその運賃相当額が非課税金額となります。

【通勤距離に応じた非課税金額】

通勤距離（片道）	非課税金額（1ヶ月あたり）
① 2km以上 10km未満	4,100円
② 10km以上 15km未満	6,500円
③ 15km以上 25km未満	11,300円
④ 25km以上 35km未満	16,100円
⑤ 35km以上 45km未満	20,900円
⑥ 45km以上	24,500円

例

従業員Aさんは、会社へマイカー通勤しています。自宅から会社までの距離は、片道34kmあります。Aさんは通勤手当として毎月20,000円の支給を受けています。この場合の、通勤手当に係る非課税金額について、考えてみましょう。

(イ) 通勤距離に応じた非課税金額
片道25km以上 35km未満・・・16,100円

(ロ) 公共交通機関を利用した場合の非課税金額
合理的な通勤経路による1ヶ月当たりの定期乗車券の額・・・24,610円



上記の場合、(イ) < (ロ) のため、(ロ) の24,610円が非課税金額です。Aさんの通勤手当は20,000円ですから、Aさんの通勤手当は、全額税金がかかりません。

改正は、いわゆるマイカー通勤者が対象です

ところが、今回の改正により、上記ただし書き部分が削除されました。つまり、【通勤距離に応じた非課税金額】しか適用できません。上記の例でいえば、(ロ) は使えなくなり、(イ) の16,100円が非課税金額となります。そのため、改正後Aさんは通勤手当20,000円と(イ) との差額3,900円について税金がかかります。

今回の改正は、いわゆるマイカー通勤者が対象です。ガソリン代が高騰しているこの時代にあつて、非常に厳しい改正項目です。

この改正の適用開始は、平成24年1月1日以後支給分になります。マイカー通勤者を雇用されている事業主にあっては、改正後の影響を検討しましょう。

登場人物

〇社 経理部長 古門部長

〇社 顧問税理士 顧問税理士

怪しいですよ

やっぱり、
(国に)
バレちゃう
んですね。

え?

顧問税理士

古門部長

そうですね。
バレちゃいます。

海外であっても、
ですか?

古門部長

顧問税理士

筑紫さんの
件ですね。

海外だったと
しても、
このご時世、
バレますよ。

えええっ!

古門部長

顧問税理士

何か、やけに
驚いている
ようですが…。

あ、いや別に。

古門部長

顧問税理士

怪しい
ですよ。

ドキッ



労務情報

9月より厚生年金保険の 保険料率が引き上げとなります

平成16年に行われた年金制度の改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年まで毎年9月に0.354%ずつ引き上げられることとなっています。これにより平成23年9月からの厚生年金保険の保険料率は16.412%となり、これを労使折半で8.206%ずつ負担することになります。具体的な保険料額は以下のとおりとなっています。

平成23年9月分からの厚生年金保険料額表

(単位:円)

等級	標準報酬		報酬月額	全 額	折 半 額
	月 額	日 額		16.412%	8.206%
1	98,000	3,270	円以上 ~ 円未満	16,083.76	8,041.88
2	104,000	3,470	101,000 ~ 107,000	17,068.48	8,534.24
3	110,000	3,670	107,000 ~ 114,000	18,053.20	9,026.60
4	118,000	3,930	114,000 ~ 122,000	19,366.16	9,683.08
5	126,000	4,200	122,000 ~ 130,000	20,679.12	10,339.56
6	134,000	4,470	130,000 ~ 138,000	21,992.08	10,996.04
7	142,000	4,730	138,000 ~ 146,000	23,305.04	11,652.52
8	150,000	5,000	146,000 ~ 155,000	24,618.00	12,309.00
9	160,000	5,330	155,000 ~ 165,000	26,259.20	13,129.60
10	170,000	5,670	165,000 ~ 175,000	27,900.40	13,950.20
11	180,000	6,000	175,000 ~ 185,000	29,541.60	14,770.80
12	190,000	6,330	185,000 ~ 195,000	31,182.80	15,591.40
13	200,000	6,670	195,000 ~ 210,000	32,824.00	16,412.00
14	220,000	7,330	210,000 ~ 230,000	36,106.40	18,053.20
15	240,000	8,000	230,000 ~ 250,000	39,388.80	19,694.40
16	260,000	8,670	250,000 ~ 270,000	42,671.20	21,335.60
17	280,000	9,330	270,000 ~ 290,000	45,953.60	22,976.80
18	300,000	10,000	290,000 ~ 310,000	49,236.00	24,618.00
19	320,000	10,670	310,000 ~ 330,000	52,518.40	26,259.20
20	340,000	11,330	330,000 ~ 350,000	55,800.80	27,900.40
21	360,000	12,000	350,000 ~ 370,000	59,083.20	29,541.60
22	380,000	12,670	370,000 ~ 395,000	62,365.60	31,182.80
23	410,000	13,670	395,000 ~ 425,000	67,289.20	33,644.60
24	440,000	14,670	425,000 ~ 455,000	72,212.80	36,106.40
25	470,000	15,670	455,000 ~ 485,000	77,136.40	38,568.20
26	500,000	16,670	485,000 ~ 515,000	82,060.00	41,030.00
27	530,000	17,670	515,000 ~ 545,000	86,983.60	43,491.80
28	560,000	18,670	545,000 ~ 575,000	91,907.20	45,953.60
29	590,000	19,670	575,000 ~ 605,000	96,830.80	48,415.40
30	620,000	20,670	605,000 ~	101,754.40	50,877.20

この厚生年金保険料率の変更は、社会保険の算定基礎の反映とともに行われ、また、9月以降に支給する賞与についても、新しい保険料率で算出した保険料を被保険者から徴収の上、事業主負担分とあわせて納付することとなります。原則として、社会保険料は翌月に支払う給与から控除することとなっていますので、自社の徴収月を確認の上、徴収額および徴収時期を間違えないようにしましょう。

なお、厚生年金基金に加入している会社は、基金ごとに定められている免除保険料率を控除した率となりますので、厚生年金基金に問い合わせいただく必要があります。



経営情報

中小企業が今後取り組むべきと 考えていることは

一部で明るい兆しが見えつつあった中小企業を取り巻く経営環境ですが、3月の東日本大震災によって、再び先行きが不透明になっています。また、節電要請などにより企業の生産活動にも制約がでるなど、直接震災の被害を受けていない企業にも影響が及んでいます。こうした厳しい状況の中、中小企業は何が必要だと感じているのでしょうか。

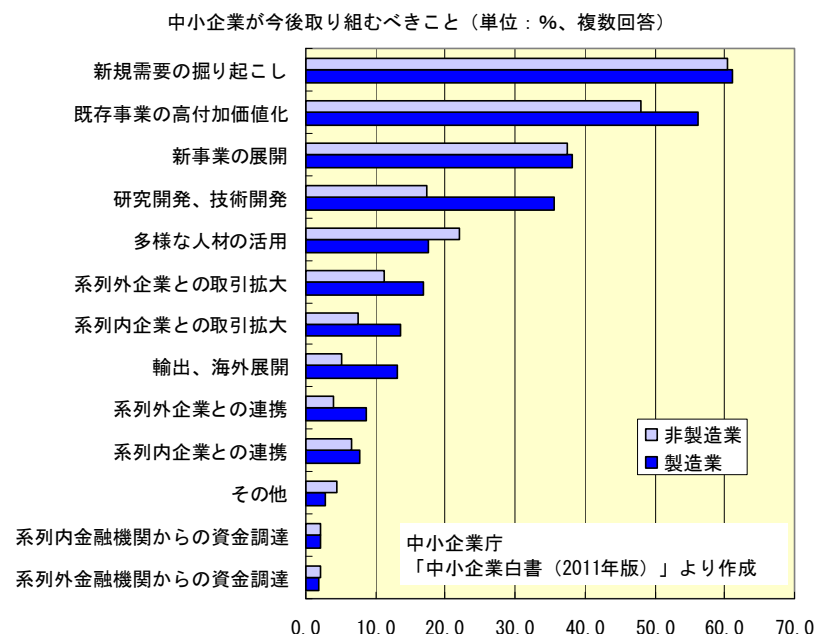
ここでは7月1日に公開された2011年版の中小企業白書（※）から、中小企業が「今後取り組むべきこと」と考えていることについて、ご紹介していきます。

現状を変えたいと考える企業が多い

上記白書から、中小企業が今後取り組むべきことに関するアンケート結果をまとめると、グラフのとおりです。最も回答が多かったのは、製造業、非製造業ともに「新規需要の掘り起こし」でした。製造業で61.1%、非製造業で60.5%の企業が回答しています。次いで、製造業・非製造業とも「既存事業の高付加価値化」、「新事業の展開」の順となりました。

この結果を見ると、現状をなんとか変えていかなければならない、という危機感が感じられます。国内市場は人口の減少に伴い、今後、縮小していくことが明らかであり、海外に市場を求める企業は今後も増えることでしょう。産業によっては国内の空洞化もさらに進むことが考えられます。

このようなことから、既存のビジネスのままでは将来に対する不安があり、新たな顧客や新たな事業を求める中小企業が多くなっているものと思われます。



ターゲットは明確に

新規需要の掘り起こしも既存事業の高付加価値化も、新事業の展開も、まずは、自社は誰に何を提供するのか、ここを明確にしなければなりません。「誰に」という部分が明確でなければ、ターゲットがぼやけてしまい、「何を」の部分である製品やサービスの訴求するポイントがずれてしまう恐れがあります。

おろそかにはできない部分ですから、じっくりと考え明確にしておくことが大切だと思われます。

（※）中小企業庁「中小企業白書（2011年版）」記載の「産業、生活を支える企業に関するアンケート調査」。
中小企業庁の委託により、2010年11月に（株）三菱総合研究所が企業26,000社を対象に実施したアンケート調査で、回収率は13.3%です。なお、白書の全文は以下の中小企業庁のサイトで確認できます。
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h23/h23_1/h23_pdf_mokuji.html



医業情報

職員さんが医療機関を辞めた理由

医療機関で働く職員さんが退職する理由にはさまざまなものがありますが、どのような理由が多いのでしょうか。ここでは、看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）として退職経験のある人の退職理由をご紹介します。

出産や結婚以外の理由で多いのは職場環境の問題

今年3月に厚生労働省から発表された調査（※）から、看護職員として退職経験のある人が退職した理由をまとめると、右グラフのとおりです。

最も多かったのは、「出産・育児のため」でした。次いで「その他」、「結婚のため」、「他施設への興味」の順で多くなっています。

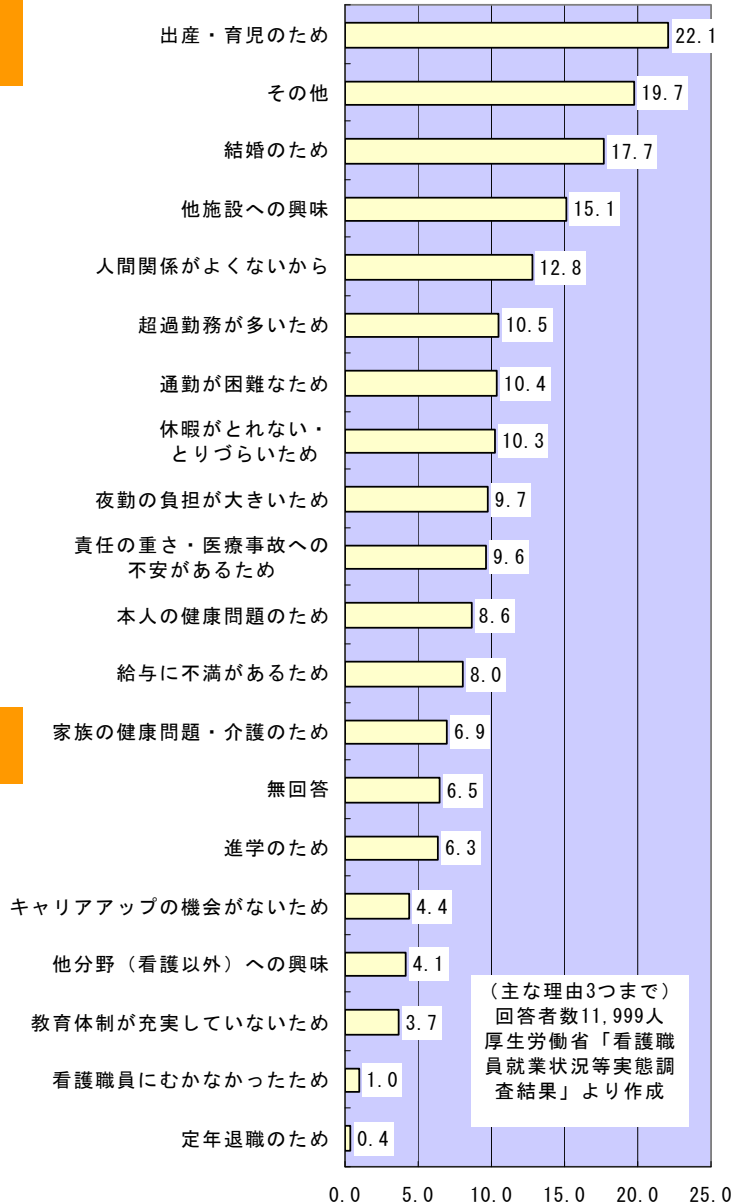
女性が多い職種であることから、やはり、出産や育児、結婚という理由が多くなっていますが、これら以外で10%以上の回答があった理由をみると、「人間関係がよくないから」、「超過勤務が多いため」、「通勤が困難なため」、「休暇がとれない・とりづらいため」など、職場環境を理由としたものが多くなっていることがわかります。

職場環境の改善で定着率向上を

出産・育児や結婚の場合、その人の生活環境が大きく変化するため、やむなく退職するケースがあります。しかし、職場環境の場合は、そこで働く職員さんや医療機関経営者の方のさまざまな改善等によって、変えられる部分があります。退職理由となっている職場環境を改善していくことで、職員さんの定着率向上も期待できます。

自院をよりよくしていくためのヒントとして、こうした調査結果を活用されてはいかがでしょうか。

看護職員として対象経験のある人の退職理由（単位：％）



（※）厚生労働省「看護職員就業状況等実態調査結果」

保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を有する者を対象に、平成22年8月から平成23年1月にかけて実施された調査。各都道府県を通じて、看護師等学校養成所の卒業生に対して質問紙調査を実施。20歳代から50歳代までを同数抽出。調査対象数39,134人、有効回答数20,388人、うち、看護職員として就業している人は17,384人となっています。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017c.jh.html>

今月は3月決算先では上半期の業績の確認及び下半期の方針を決める大事な時期です。また台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2011年9月

お仕事備忘録

- 1. 上半期の業績報告及び下半期の方針発表会
- 2. 平成23年9月分(10月納付分)から厚生年金保険の保険料率が改定
- 3. 社会保険料 定時決定結果の反映(平成23年9月より)
- 4. 障害者雇用支援月間
- 5. 高卒採用の選考開始
- 6. 防災や安全対策の見直し



1. 上半期の業績報告及び下半期の方針発表会

3月決算法人は9月で上半期が終了します。
初年度に立てた経営計画の達成状況をチェックし、下半期の対策や今後の経営計画の再検討をしましょう。
また、社員全員で検討会を開催し、意思の疎通を図るのも良いでしょう。会場が必要な場合は早めに手配をしておくことが肝心です。

2. 平成23年9月分(10月納付分)から厚生年金保険の保険料率が改定

今月分から厚生年金保険料が変更になり、0.354%引き上げられ16.412%となります。変更後の保険料は「平成23年9月分(10月納付分)から、平成24年8月分(9月納付分)まで」適用されますので、控除間違いのないよう注意が必要です。

3. 社会保険料 定時決定結果の反映(平成23年9月より)

7月に提出された算定基礎届などにに基づき、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。※社員からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取り扱いをご確認ください。

4. 障害者雇用支援月間

9月は「障害者雇用支援月間」です。平成22年7月より障害者雇用納付金制度が改正され、常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の中小企業事業主も納付金制度の適用対象となりました。また、週20時間以上30時間未満の短時間労働者も納付金の申告、障害者雇用調整金等の支給申請の対象になりました。改めてその内容を確認しておきましょう。

5. 高卒採用の選考開始

来春高卒予定者については、求人票も各学校へ配布され各学校からの「〇〇という者を推薦しますので〇月〇日に履歴書を持って行かせます。」などと推薦の連絡が入り、採用活動も本格的になります。

推薦文書・応募書類で書類選考、面接の日程・内容の打合せ、面接・採用試験後の段取りを決め、採用試験を迎えましょう。

採用選考では志願者に面接をする企業も多数あることと思いますが、してはいけない質問もあります。

以下の質問はタブーとなりますので注意しましょう。

- ◆出身地、本籍を問うもの
＜あなたの出身地はどちらですか＞
- ◆家族構成、家族の職業を問うもの
＜あなたのお父さんは何をしていますか。ご兄弟の勤務先はどちらですか＞
- ◆志願者の信条を問うもの
＜あなたの尊敬する人物を教えてください＞

6. 防災や安全対策の見直し

[防災対策]

9月1日は防災の日です。折しも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。

防災対策の見直し機会と捉えて、全社的に再点検しましょう。避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

□大雨で雨漏りがしてしまうかも！

施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。

□万が一が起きてしまう前に！

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

・非常時用の医薬品等の準備 ・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理

[安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日～30日にかけて行われます。これを機に、安全運転の徹底や通勤許可申請の更新手続き、運転免許証のチェックを行うなど社内管理を強化しておきましょう。



2011.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備(取引先への連絡手段、代替手段など)もしておきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	木	大安	
2	金	赤口	
3	土	先勝	
4	日	友引	
5	月	先負	
6	火	仏滅	
7	水	大安	
8	木	赤口	白露
9	金	先勝	
10	土	友引	
11	日	先負	
12	月	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(8月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
13	火	大安	
14	水	赤口	
15	木	先勝	
16	金	友引	●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	土	先負	
18	日	仏滅	
19	月	大安	敬老の日
20	火	赤口	
21	水	先勝	●秋の全国交通安全運動(～30日まで)
22	木	友引	
23	金	先負	秋分 秋分の日
24	土	仏滅	
25	日	大安	
26	月	赤口	
27	火	先負	
28	水	仏滅	
29	木	大安	
30	金	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払(8月分)